

小屋裏物置等に関する取扱い

小屋裏物置等で、次の各号に該当するものについて、建築基準法の規定の適用に当たっては、階とみなさないこととする。なお、この場合において当該小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない。

1. 小屋裏物置は、住宅又は住戸の小屋組を有する小屋裏内部の余剰空間を利用して設けるものであり、用途については物入れに限定すること。
床下物置は、住宅又は住戸の床下に生じた余剰空間を利用して設けるものであり、用途については物入れに限定すること。
2. 小屋裏・床下物置の部分の水平投影面積の合計が、その存する部分の床面積の2分の1未満であること。
3. 当該物置の最高の内法の高さは1.4m以下であること。
4. 当該物置には、換気を目的とした開口部（給・排気ガラリ等）以外の開口部を設けてはならない。
5. 当該物置への物の出し入れのために利用するはしご等は、可動式のものとすること。
6. 住宅又は住戸の階の中間に設けられた物置等については、小屋裏物置等とはみなさない。